

フォークリフト運転業務従事者安全衛生講習会のご案内

共催：陸災防三重県支部 鈴鹿地域職業協会
 労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づき示された安全衛生教育に関する指針によって、事業者はフォークリフトの運転に従事させる者に対し安全衛生教育を行うように努めなければならないとされています。陸災防三重県支部と鈴鹿地域職業訓練協会が共催で標題の講習会を開催します。この機会に受講して頂きますようお願い申し上げます。

開催日時	令和7年 6月9日(月) 9:00~16:00	定員60名に達し 次第〆切
開催場所	鈴鹿地域職業訓練センター 鈴鹿市鈴鹿ハイツ1番20号	
講習費用	7,500円(内消費税681円含む) 内訳:受講料5,795円(内消費税526円含む)・テキスト代1,705円(内消費税155円含む)	
対象者	フォークリフト運転の資格を取得後、当該業務に就いて概ね3年経過している方	

受講申込方法 申込書に必要事項を記入し、下記にFAX、郵送または持参下さい。講習費用は現金または銀行振込で納入して下さい。現金書留の場合は申込書を同封して下さい。

- 申込先** 鈴鹿地域職業訓練協会 TEL 059-387-1900 FAX 059-387-1905
 〒510-0208 鈴鹿市鈴鹿ハイツ1番20号
- 入金先** ①現金 鈴鹿地域職業訓練センター
 ②振込 陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部
 (リクジョウカモツウンソウジギョウロウドウサイガイホウシキョウカイミエケンシブ)
 百五銀行 津駅前支店 普通 450609
- ※請求書をご希望の場合は rsb24@santokyo.or.jp までご連絡下さい。

講習科目及び時間

科目	時間	範囲
1最近のフォークリフトの特徴	2時間	(1)フォークリフトの構造上の特徴 (2)各種荷役運搬方法の特徴
2フォークリフトの取扱いと保守	2時間	(1)フォークリフトによる作業と安全 (2)フォークリフトの点検・整備
3災害事例及び関係法令	2時間	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項

講習会資料
 『フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト』
 ほか

その他

- ◎本講習全科目を修了された方には、修了証を交付します。
- ◎**受講当日『フォークリフト運転技能講習修了証』を持参下さい。**
- ◎危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針で、実施時期については、本来、事業者の判断に基づくものであるが、確実な実施を確保する観点から、当該業務に関連する技術革新の進展等に応じて一定期間ごとに実施すること。一定期間とは当面5年と示されていますので、過去に受講された方もなるべく5年ごとに受講されることをお勧めします。
- ◎今後の予定(他の地区)は、陸災防三重県支部のホームページでご覧頂けます。申込書のダウンロードも可能です。

URL <http://rikusaibo.santokyo.or.jp/>

その他ご不明の点は下記へお問い合わせ下さい

鈴鹿地域職業訓練協会 TEL 059-387-1900
 陸災防三重県支部 TEL 059-225-0356



【会場地図】

